

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2793号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>

隼の大わらじ (山梨県)



もくじ

随 想	情 報	フ ォ ー ラ ム	政 策
--------	--------	-----------------------	--------

- 農山漁村の6次産業化を支援する法律・予算について：農林水産省食料産業局産業連携課：(2)
- 「温もりと活力ある まちづくり」
～情報と人・もの・自然・文化に出会う会津嶺の里～ 福島県磐梯町：(6)
- 町村Navii：(10)
- 人と地域が支えあうまち 金ヶ崎：(11)
- 岩手県金ヶ崎町長 高橋 由一：(11)

コラム

議事録不存在が意味すること

九州大学大学院法学研究院教授 木佐 茂男

東日本大震災と原発事故が発生する前に、本欄で、「組織としての記憶」力は？」と題して、日本の役所の組織的責任体制を問うたが(2010年6月14日付第2723号)、角度を変えた再論の機会が来た。原発事故から1年近くも経って、国の原子力災害対策本部の議事録ほか、震災・原発関係の15の会議体のうち10の会議が議事録不作成との報道である。議事概要すら未作成の会議体もあり、また、被災県の災害対策本部でも多数の会議録が未作成という。政府と官僚、経産省原子力安全・保安院、東電その他主要関係者の誰も記録を残すことに思いつかなかったであろうか。この事態を、説明責任の放棄とか政治主導の未熟として批判することは易しいが、果たしてそうなのか。

急場しのぎのわか組織に忠誠を誓つ官僚は少ないであろうから、録音機さえ思いつかなかったのかもしれない。そうであっても会議メモを完璧に取り、所属省に持ち帰るのは役人の習性である。録音媒体や会議メモさえ事後に十分出てこないといすれば、別の事情が考えられる。

昨今の政治的諸課題のほとんど全てが現

政権の統治能力を問う形で論じられているが、もしもこれが旧政権下であればどうだったろうか。長い政権続投が権益志向で自己保身の官僚制や東電体質を作ってきたのではないか。

弁護士実務の経験から言えば、役所は、存在する公文書や議事録を、作成せず、とか、不存在として身体を張って主張し、逆に、作成すること自体がほとんどナンセンスな文書まで最上層部の決裁を経て残したりする。

一連の不存在報道と同一の文脈の中に、原発事故による「最悪のシナリオ」隠しも発覚した。推測の域を出ないが、一部ではあれ、不作成ではなく、公開を避けるための記録「不存在」もあろう。

ことは、政権党の政治家の無知識や無責任だけではなく、こつこつした実務に日々浸かって麻痺が進む職員(官僚)の意識劣化が怖い。ウソと誤魔化しと事実が混然一体化し、その場をしのぐ生き方に長けていく現状で、彼らが人間としての理性を失っていくのが悲しい。議事録不存在の意味はもっと掘り下げられてよい。

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

政策解説

農山漁村の6次産業化を支援する
法律・予算について

農林水産省食料産業局産業連携課

1 はじめに

我が国の農山漁村は、人口の減少や高齢化の進行など厳しい状況にあり、早急にその活力の再生を図ることが不可欠である。このため、農林水産業・農山漁村に潜在する資源を有効に活用し、様々な産業の有する知見と結びつけ、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要である。

これにより、農林漁業者の所得向上や農山漁村地域における雇用を確保するのみならず、農林漁業等への若者の参入の促進や、Uターン、若者の定住化の促進等を通じた人口減少や高齢化の進展の抑制など、農山漁村の活性化に資することが期待される。

2 六次産業化法を中核とした農山漁村の6次産業化の推進

農林漁業者等の事業の多角化、高度化等を促進する新たな道筋を作り、6次産業化を推進するため、その中核となる「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」が、昨年12月3日に公布され、3月1日に施行されたところである。

この六次産業化法に基づき、農林漁業者等が、農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（総合化事業計画）を策定し、農林水産大臣の認定を受けると、

- ① 農林漁業者向けの無利子融資資金の償還期限・据置期間の延長
- ② 産地リレーによる野菜の契約取引の交付金対象産地の拡大
- ③ 直売施設等を建築する際の農地転用の手続きの簡素化
- ④ 食品の加工・販売に関する資金の債務保証の対象への追加

等の支援を利用することができる。六次産業化法に基づく事業計画は平成24年2月末現在で698件を認定している。この認定は年3回程度（次回は平成24年5月末）を予定しており、各地方農政局等において引き続き事業計画の申請を受け付けているところである。御関心のある方々におかれては、各地方農政局等の総合相談窓口を御活用いただきたい。

3 6次産業化を推進するための予算措置

農山漁村の6次産業化を推進するための具体的な関連予算としては大きく3つあり、ソフト関連予算とハード関連予算、そして新しい取り

組みとして農林漁業成長産業化ファンド（仮称）である。ファンドについては次の項で説明する。

ソフト関連予算は、農林漁業者等による総合化事業計画の構想段階から計画の策定、農林水産大臣による認定、そして計画に基づく事業の実施期間にわたり、総合的なサポートを行うものである。具体的には、次の支援を行うこととしている。

① 個別相談等の支援体制の整備

各都道府県の6次産業化サポートセンターにおいて、6次産業化の先進・民間の専門家（ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等）による、1丁活用や輸出を含めた経営の発展段階に即した個別相談や、課題解決に向けた実践研修会を実施するとともに、ファンドの活用を促進する異業種との交流会等を開催し、農林漁業者等の6次産業化の取り組みを支援

② 農林漁業者等の新たな事業分野への進出に係る直接支援

農林漁業者等の6次産業化を推進するため、地域の農林漁業者等による6次産業化に向けた計画づくり、新商品開発や販路開拓などの取組を支援

③ 農林漁業者等の6次産業化の取組を促進する環境づくりに対する支援
農林漁業者等の6次産業化の取組

政 策

図1 六次産業化法による支援措置等の概要

国の支援措置等

総合化事業計画（農林水産大臣が認定）

- ◆農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画
- ◆農林漁業者等の取組に協力する民間事業者（促進事業者）も支援対象

支援措置（各種法律の特例）

- ★農林漁業者向けの無利子融資資金の貸付対象者を拡大（促進事業者）、償還期限・据置期間の延長（償還期間：10年→12年、据置期間：3年→5年）（農業改良資金金融通法等）
- ★産地リレーによる野菜の契約取引の交付金対象産地を拡大（野菜生産出荷安定法）
- ★直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化（農地法、酪肉振興法、都市計画法）
- ★食品の加工・販売に関する資金を債務保証の対象に追加（食品流通構造改善促進法）

針・行動計画」(食と農林漁業再生
10月25日決定された「我が国の食
と農林漁業の再生のための基本方

(1)創設の背景・狙い

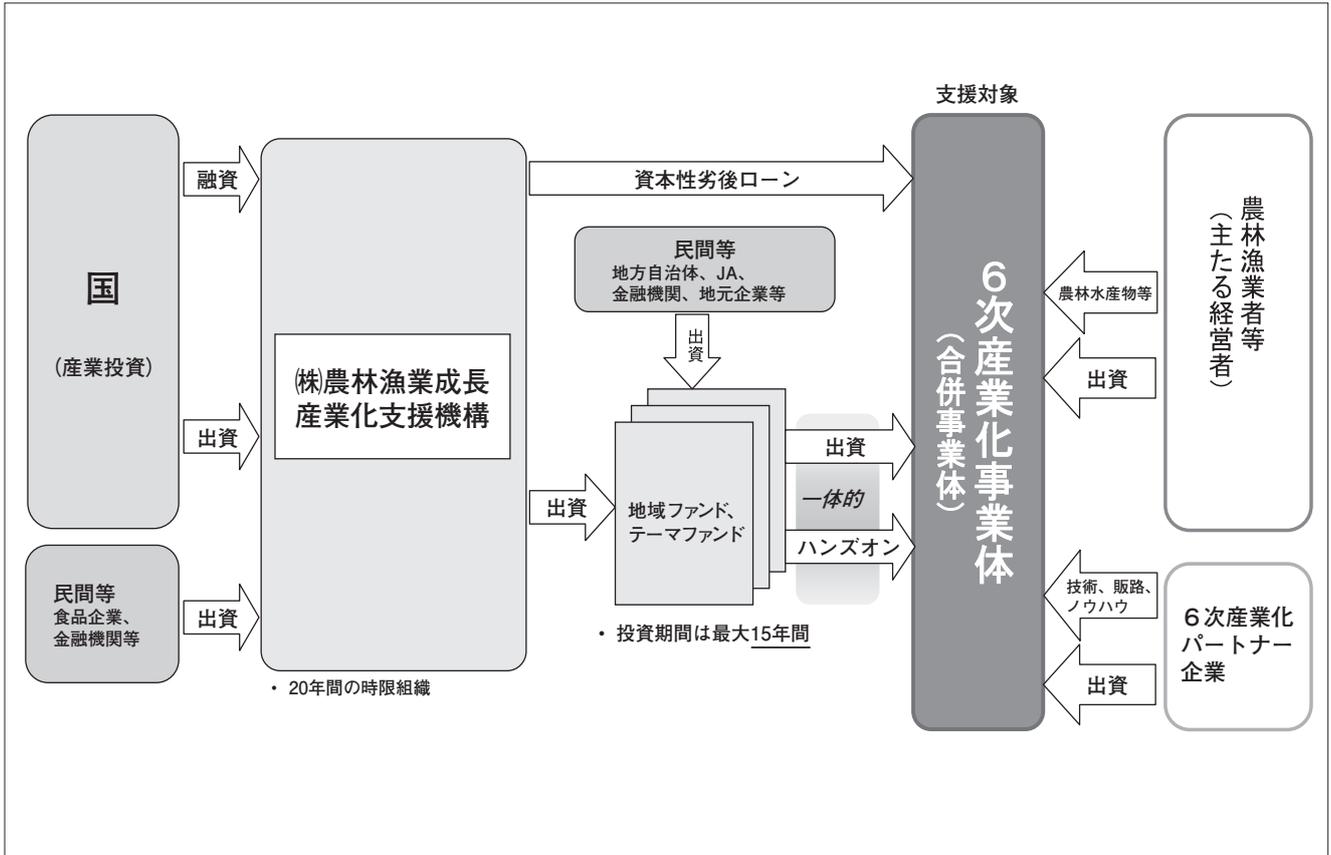
**4 農林漁業成長産業化ファンド
(仮称)の創設**

を促す環境づくりを進めるため、農
林漁業者等への技術研修、関係者の
交流会の開催などの取組を支援
これらの取組を効果的に進めるた
め、農林漁業者等の6次産業化の取
組をサポートする人材の育成・紹介
や、販路拡大の機会を提供する商談
会・フェアの開催、6次産業化の推
進に係る調査・研究などを行う。
ハード関連予算は、六次産業化法
等の認定を受けた農林漁業者等が自
ら、あるいは食品産業界事業者と連携
して行う6次産業化の取組につい
て、必要な農林水産物の加工・販売
のための機械・施設や、農林漁業用
の生産機械や施設等の整備を支援す
るものである。
これら6次産業化を進めるための
ソフト及びハード関連予算には、6
次産業化の担い手としても大きく期
待され、その能力の発揮が一層求め
られている女性の参画を促進するた
め、各予算額の1割程度の女性起業
家枠を設けている。

推進本部決定)に位置づけられた
【戦略2】競争力・体質強化 6
次産業化・成長産業化・流通効率化
」を実現するための措置の一つと
して、「農林漁業成長産業化ファン
ド(仮称)」の創設を検討している。
このファンドにより、「3 6次産
業化を推進するための予算措置」で
紹介した措置で6次産業化の取組の
裾野を拡大していくことに加えて、
6次産業化に取り組む農林漁業の法
人で更なる経営発展を目指す事業者
の育成を図っていく。
「基本方針・行動計画」でも指摘
されているように、現在、農山漁村
は所得の減少、担い手の高齢化等の
厳しい状況から、農林漁業の競争力・
体質強化が待ったなしの課題となっ
ている。この課題の解決のため、個
別の農林漁業者の6次産業化の推進
を図るとともに、農林漁業の競争力・
体質強化に資する「わが町・わが村
の会社」を起業することで地域の6
次産業化を図り、農山漁村における
所得向上・雇用創出を実現していく
ことが必要である。今回のファンド
は、出資を通じて、こうした農林漁
業の活性化のために必要な販路等を
提供する「わが町・わが村の会社」
を創出していくことに狙いがある。

は、この事業のため、財投特会の産
投出資200億円、産投貸付100
億円の予算を確保している。
(2)ファンドの仕組み
今回のファンドでは、大きく3つ
の関係者がおり、①出資対象となる
6次産業化に取り組む「合併事業
体」「②合併事業体に出資をする「地
域ファンド」、③地域ファンドに出
資し、全体を総括する「株式会社農
林漁業成長産業化支援機構」である。
①合併事業体
出資を受ける合併事業体は、農林
漁業者(農林漁業団体を含む)が主
導的な出資者となつて、異業種の事
業者(パートナー企業)と合併で創
設する会社を想定しており、この会
社に地域ファンドが出資を行う。合
併事業を対象としているのは、価値
を創造する1次産業とその価値を高
める2次産業または3次産業が共同
出資することで、これまで取り組ん
できた6次産業化の事業拡大・発展
に伴い必要となる資金と安定的な販
路の双方を確保できること、6次産
業化に長期的・安定的に取り組める
ことを期待できるためである。この
ような取組を推進し、従来の企業誘
致によるのではなく、農林漁業者が
2次産業または3次産業と協働し
て、「わが町・わが村の会社」を起

図2 農林漁業成長産業化ファンドのスキーム



業していくことを目指す。この会社が、農林漁業者・パートナー企業・地域ファンドからの出資金と金融機関からの融資を活用し、新たな事業活動を展開することで、農山漁村の所得向上・雇用創出を実現する。

なお、この合併事業体の議決権の50%程度を地域ファンドが取得し、農林漁業者と異業種の事業者との調整を果たし、合併事業の成長を支援していくことを想定している。

② 地域ファンド

地域ファンドは、特定の地域あるいは特定のテーマ(事業)への出資を行う組合である。この組合は、特定の地域・テーマ等の投資方針の下に、民間等の運営主体が当該投資方針への賛同者から出資を募り、投資方針に適合する対象となる会社へ投資を行うものである。一般に、ファンド(組合)の組成は投資運用業等関連する登録・届出が必要となるため、地域金融機関の子会社である投資会社が運営主体になることを想定している。したがって、地域ファンドの立上げには、地方公共団体、農林漁業団体、地域金融機関といった関係者が協力していくことが必要となる。次に説明する株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、この地域ファンドに対して組合持分の50%以

下の範囲で出資を行う。

③ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

地域ファンドに対する出資者の一つとなるのが株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下、機構という。)である。この機構は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法が成立すれば、平成24年秋を目処に業務開始ができるように、準備を進めていきたいと考えている。機構の業務は、地域ファンドからの出資の申込を受けて、その地域ファンドの審査を行い、出資後はモニタリング(定期検査・報告徴収)やハンズオン(経営支援)を行い、地域ファンド及びその出資先となる合併事業体の事業活動が雇用の創出等農山漁村の活性化という政策目的に合致したものであるように、全体の総括を図る。

また、機構は、合併事業体に対して、「資本性劣後ローン」の貸付を行うことができる。この資本性劣後ローンは、金融機関の審査上、自己資本とみなすことができる融資である。このため、機構が資本性劣後ローンを供給することで、金融機関からの融資の円滑化が図られることが期待される。

(3) 「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案」について

今回のファンド事業スキームの全体の総括を図る機構は、株式会社の

政 策

形態を採り、政府からの出資を政策目的の遂行のために地域ファンドに投資していく組織である。政府からの出資を受けるため、その設立、機関、業務の範囲等については法律で定めることが必要となり、それらを定める法律として「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案」(平成24年2月7日閣議決定)を国会に提出したところである。この法案の概要は、以下の点に要約される。

① 設立、政府の出資等(第2条、第3条)
 機構は、一を限り、設立されることとされており、政府は機構が発行している株式の総数の50%以上を保有することとしている。

② 農林漁業成長産業化委員会(第2節第14条〜第19条)
 機構は、支援対象事業者の決定等の重要事項の決定を中立的に行う農林漁業成長産業化委員会を設置する。

③ 主な業務範囲(第21条)
 機構は、農林漁業者が農林水産物又は農林漁業の生産活動の特色を活かしつつ、国内外における新たな事業分野を開拓するため、新たな商品開発、販売方法の導入等による新たな事業活動及びこれを支援する事業活動に対する出資等を行う。また、必要に応じて、これらの事業活動を行う事業者に対する専門家の派遣又は

は助言を行う。

④ 支援基準(第22条)
 機構が具体的な支援対象や支援内容を決定するにあたって従うべき基準(「支援基準」)を農林水産大臣が定める。

⑤ その他
 機構の存続期間(平成45年3月まで)に関する規定、国による監督等の規定等を定める。

5 総 括

今後、農林水産省としては、6次産業化が地域の大きな運動として展開されるよう、六次産業化法の制定趣旨や狙い、推進を支援する予算措置や農林漁業成長産業化ファンド(仮称)の内容等を農林漁業者等に対し正確に周知するとともに、地方農政局等の総合相談窓口での6次産業化に取り組みとする農林漁業者からの個別相談への対応や、地域段階における6次産業化プランナー等による事業計画の策定の支援等により、政策推進に努めていくこととしている。(総合相談窓口の連絡先、政省令、基本方針、予算措置の概要などについては「http://www.maff.go.jp/snokusan/sanki/gijika.html」(農林水産省 農山漁村の6次産業化のホームページ)をご覧ください。)

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
 ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)をお願いいたします。



地域資源を活かした活性化策

現地レポート

「温もりと活力ある まちづくり」

～情報と人・もの・自然・文化に出会う会津嶺の里～

▷磐梯町の航空写真



ばん だ い ま ち

福島県 磐梯町



はじめに

磐梯町は福島県会津地方北東部に位置し、秀峰「磐梯山」をはじめとする豊かで美しい自然環境に包まれるとともに、平安時代初期に徳一菩薩が慧日寺を創建し、会津仏教文化発祥の地として栄えるなど、悠久の歴史と文化、伝統を有する町であります。

町土は、総面積が59・69km²で、うち約70%が磐梯朝日国立公園を含む山林で占められ、起伏の多い山岳地となっており、この地形を活用して、スキー場やゴルフ場が立地しております。

気候としては、日本海型気候の地域に属し、年間平均気温は10℃前後で夏期は比較的しのぎ易い一方、冬期は平均150cmもの積雪があり特別豪雪地帯となっております。

また、人口は3,849人、世帯が1,202世帯(平成24年2月末住民基本台帳)で、高齢者率が29・7%となっており、過疎地域指定の町であります。

現在の磐梯町は明治22年の市町村制施行の際、4ヶ村が合併し磐梯村となり、昭和35年4月に町制を施行し、その後平成の大合併において町民の多くの声をもとに、自立という道を選択し、今日に至っております。

フォーラム

幼小中一貫教育

「まちづくりは人づくり、人づくりは即ち教育である」との理念に基づき、基礎学力の向上や豊かな人間性の涵養、体力の向上を目指して、平成16年度から町独自の幼小中一貫教育を導入しています。

英語、算数・数学を中核に幼稚園から中学校まで連携して連続性のある教育を行うとともに、幼児教育の重要性を考慮して子育て中の若者世代の負担を軽減するために幼稚園保育料の無料化を実施しています。



▷幼小中一貫教育（幼稚園での授業風景）

更には、昭和63年のカナダ国オリジナル市との姉妹都市締結を契機として、平成元年度から相互間の教育交流をスタートし、ホームステイなどを通じた相互親善交流、語学指導外国青年招致事業や町独自の語学指導助手の招致など、語学教育の環境充実に努め、国際理解とともに国際人としての自覚を体得する教育を実践しています。

また、IT化社会に適応できる個性と創造性豊かな人材を育成するため、平成15年から整備を開始した光ファイバー網を活用し、積極的な情報教育にも取り組んでいます。

今後の取り組みとしては、平成24年度より中学校の校舎、体育館などの建替え整備に着手し、さらなる教育環境の充実を図る計画であります。

悠久の歴史と文化のまち

史跡慧日寺跡は、今からおおよそ千二百年前、理想の仏法を追い求めて南都（奈良）を離れ、霊峰磐梯山の麓にたどり着いた一人の若い学僧「徳一」によって開基された東国を代表する寺院跡です。その広大な寺院跡は昭和45年に国の史跡に指定され、以来、町をあげてその保存に努めてまいりました。

その経過の中で、町は史跡慧日寺跡の整備事業を「特色あるまちづくり」の重点施策に位置付け、約17万平方メートルにも及ぶ広大な指定地のなか

で、20年以上にもわたり発掘調査を行い、並行して中心伽藍部の整備計画を文化庁はじめ有識者からのご指導をいただき進めてまいりました。

こうしたなか、平成19年より、国指定史跡の寺院跡では、全国初となる金堂・中門の復元が順次なされ、仏都会津のシンボルとしてのみならず、日本の古代寺院建築史の空隙を補う施設としても広く活用されることが期待されております。

また、隣接する磐梯山慧日寺資料館は史跡慧日寺跡・徳一関連の資料などを多数展示公開しております。

今後は、引き続き学術調査を進めるとともに、復元された金堂・中門の有効活用を図るべく、寺院跡を意識した



▷復元された金堂と中門

◁巫女舞



イベントや企画展などを開催してまいります。

この他にも磐梯町には、福島県指定重要無形文化財としての「磐梯神社の舟引き祭り」と巫女舞、町指定無形文化財「会津赤枝彼岸獅子舞」など、多くの行事・文化が伝承されております。

観光のまちへ

本町は、磐梯朝日国立公園内の磐梯山や厩嶽山・猫魔ヶ岳等を北限として、南限は猪苗代湖を水源とする一級河川日橋川が流れ、磐梯西山麓湧水群は日本名水百選にも選ばれ、豊かな自然と

フォーラム

環境をもった山紫水明の町です。夏期には多くの登山客でにぎわい、大自然を満喫しております。

また、総合保養地域整備法（リゾート法）の第1号として承認され、行政主導型による整備がなされた、スキー場・ゴルフ場・日帰り温泉施設を備えるオールシーズン型の「アルツ磐梯リゾート」やオーナーの個性が光るバリエーションに富んだ「セツ森。ペンション」、テニスコートやゲートボール場、アスレチック広場など家族連れで楽しめる「おおるり公園」など、四季を通して訪れる人々に憩いの場を提供しています。

さらに、平成21年にオープンした「道の駅ばんたい〜徳一の里きらり〜」は



▷磐梯山頂上からの展望

◁道の駅オープン



新鮮野菜や手芸品おみやげなどの地場産品はもちろんのこと、青森県むつ市との交流により山でありながら海の物が楽しめることあって好評を得ています。町の名産であるそばの実を使った「そばソフト」もおすすすめです。

保健医療福祉センター「瑠璃の里」

当町において、ライフスタイルの変化、核家族化の進行に伴い、高齢者世帯や一人暮らし高齢者世帯、要介護世帯も増加傾向にあることから、市民の福祉の充実、向上を図るため、社会福祉協議会の活動の活性化とともに老人福祉セン

◁磐梯町保健医療福祉センター「瑠璃の里」



「長寿・福祉社会」の実現に向けて幅広い事業活動の展開を図っています。平成15年11月には介護保険制度のもと医療と介護、自立支援を兼ね備えた磐梯町介護老人保健施設「りんどう」を開設し、医療を受ける本人はもとより、介護している家族の負担軽減を図っています。

また、一人暮らし高齢者などの安全な生活確保のため、緊急電話の導入を図るとともに、保健師やホームヘル

パーによる訪問、指導活動を含めた一人暮らし、寝たきり高齢者対策等の推進並びに、身体障害者福祉対策にも力を注いでいます。現在整備中のIP告知サービスでは高齢者の安全確認も可能となるなど、安心、安全なまちづくりに取り組んでいます。

ITを活かした魅力あるまちづくり

情報化社会と呼ばれ、住民の価値観やニーズが多様化する中、本町では地域間による情報格差をなくすため、平成16年度に磐梯町地域情報基本計画を策定し、全町に光ファイバー網を整備



▷ITを使った合同児童学習会

フォーラム

しました。この整備により、ブロードバンドの普及率も高まり子どもから高齢者までインターネットを楽しみ、ＩＴが生活の一部になっております。

平成22年度からは、今までの防災無線に代えて光ファイバー網を活用した防災行政情報システム（ＴＶ電話）の整備を行っております。「音声」だけではなく、「文字」「画像」による情報発信は、住民生活利便性の一役を担っております。

これからも、ＩＴの技術は進歩し、ますます便利な情報化社会になることが予測されますが、住民ニーズを的確に捉えながら、時代の波に取り残されないよう情報化を進めてまいります。

若者等定住住宅政策

町は、少子高齢化や人口減少に歯止めをかけるため、特に若者の定住化に向けた住宅施策に取り組んでおります。

具体的には、平成17年度から子育て世帯を対象とした若者定住住宅の整備を行っており、同年度には4棟12戸の整備を行い、夫婦12組、12歳以下の子供21名、計45名が入居し、少子化対策に一定の成果を上げることができました。

以来、平成23年度までに31戸の若者等定住住宅整備を行い、夫婦31組、子供55名が入居し、さらには平成24年度にも6戸の若者等定住住宅の整備を計

画しており、県内で人口の流出が危惧される中、歯止めをかけるとともに、ある地区においては小学校の複式学級が解消されるなどの成果が着実に現れてきております。

また、七ツ森地区に若者定住促進住宅地分譲事業（一区画120万円）や民間活力による住宅整備の推進など、今後ますます子育てに良好な住環境の確保に努めてまいります。

まちの産業

町の産業別就業構成は第1次産業

磐梯山とソバ畑



18・2%、第2次産業28・6%、第3次産業53・2%となっております。

第1次産業の農業は水稻を中心にホウレンソウ、そば、しいたけ、リンゴ、蜂蜜など野菜・果樹・工芸物を生産しておりますが、従事者の高齢化と後継者不足が深刻化しており、大きな課題となっております。

このようなか、担い手である専業農家の持続的発展を促すため、経営的に効率・安定化を図れる生産構造の改善と「米」を中心とした販売ルートの新たな開拓など、経営基盤の充実強化を目指した、「ミニライセンサー構想」に取り組んでいるところであります。

地元企業としては、日曹金属化学(株)会津工場やレンズ製造業である(株)シグマ会津工場、名水を活かした榮川酒造

(株)磐梯工場や(株)佐川磐梯山製氷工場などが立地しています。既存企業の発展はもとより、さらなる魅力ある雇用の場の確保、若者が就業できる環境を整備するために、本町の資源特性や環境を生かした企業の誘致に向けて、現在取り組んでいるところであります。

おわりに

平成23年3月11日発生 of 東日本大震災による被害は、幸いにして大事に至らなかったものの、原発事故による風評被害は、震災の被害を受けていない当町においても、農産物や観光をはじめとする、あらゆる業界に大きく影響を及ぼし、地域経済全体の停滞を招いております。

今後、この状況からいち早く脱却できるかが、最優先課題となっており、これまで安全・安心を確認するため米をはじめとする農産物のモニタリング調査や観光誘客事業やPRなどに努めて来たところであります。

これからもこの状態に負けないように、住民の安全と安心、さらには地域の活性化に結びつく各施策を町民と一体となり展開して行く所存であります。一人でも多くの方々が、当町を訪れ、すばらしい自然や文化に触れていただきますよう、お願い申し上げます。

(磐梯町長 五十嵐源市)

シグマ工場



随 想

随 想

人と地域が
支えあうまち
金ヶ崎

岩手県金ヶ崎町長 高橋 由一



もう1年が過ぎました。辛苦の日々、絶対に忘れられない昨年の3月11日の大震災・大津波の被災者・関係者に対し、改めてお見舞いと哀悼の誠を奉げます。そして被災地に対し、全国の皆様・自治体からボランティア活動をはじめ、物心両面にわたり「温かい愛の手・大きなご支援」を沢山賜って、復旧・復興が進められております。心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、我が町は岩手県南に位置し、昨年、世界文化遺産登録となった「平泉」文化遺産の近くであります。町は江戸時代の伊達藩で南部藩と接し、その藩境を示す塚跡が当時の状況で残っております。また、方言や習慣の違いも多少あり、藩政時代のなごりを感じる地域でもあります。町の地形は木の葉を横にした形の17.9km²、人口は1万6300人と横ばい状況のなか、国勢調査では男女比が半々、そして「農・工・商」のバランスの取れている町と思っております。

（冷害年を除いて17回連続）を頂いている米産地であり、また酒米「亀の尾」を栽培しており「宗任」や「金が咲き宿」の銘柄で販売されております。そして東日本最大級の山萱の産地と、人気のハイブリッドカー「アクア」が生産されている町でもあります。さらに社会人野球チームがいよいよ誕生、その準備が進められております。合併しない小さな町ですが、味のある町づくりを思っております。

3つの町宣言は町民の活動とこころ

町は3つの町宣言をしております。一つ目は昭和54年に「生涯教育の町宣言」をし、中央生涯教育センターを拠点に、町内6地区に生涯教育センターを設置して、教育・文化・スポーツ等地域に密着した総合的活動を展開しております。特に学んだものを生かす、自分の持っている知識・技能等を生かした活動や町の総合計画と連動した地域づくり計画」を策定して、町民主体の地域協働の推進を行っております。また、地区ごとの地域活性化委員会による世代を超えた、地域を元気にする活動の展開等を行い、「まちづくりは人づくり」を基本に取り組んでおります。特に「自立の町」の永続的発展の源は「町民一人ひとり」の自立の心と自主的活動であると信じております。

二つ目は平成8年に「平和国際交流の町宣言」をし、3ヶ国3市町と交流を行うております（紙面上割愛します）。三つ目は平成11年に「田園環境保全の町宣言」をしました。田園風景の良さを残しながら「水と緑のまち金ヶ崎」の自然と環境保全に力を入れ、同年にISO14001を役場が取得して民間への拡大が始まりました。また、町内5小学校では、省エネ・節水・リサイクル等環境に優しい学校づくりに取り組んでおり、その成果に対し町では独自に毎年、学校環境ISO認定証を出して活動をたたえております。水は上水のみでなく純度の高い工業用水として、更においしい水道水によるポトルドウォーター（名称・金が咲きずくちゃん）も作製しております。ゴミの分別は11区分23収集品目を実施しており、循環型社会を目指すのPF1による「オーガニック金ヶ崎」で、家庭の生ごみと畜産農家の堆肥を使って堆肥生産をし、「満作」の商品名で水稲・園芸、特に特産・アスパラ栽培に活用頂いております。

11世紀の鳥海柵

さて、平泉文化は初代藤原清衡公に始まりますが、その母が前九年合戦（1051〜1062年）で鎮守府將軍・源頼義と戦った総大将安倍頼良の娘です。清衡は安倍氏の子であります。この安倍一族の柵（城の役目）は、平安時代の文獻「陸奥語記」によると奥六郡（一関市から盛岡まで）に12柵あり、場所が特定されているのは、町内にある「鳥海柵」のみです。歴史の空白期と言われる11世紀を明らかにできる遺跡として専門家から注目され、去る1月に「安倍氏のうつつわ検討会」が開催され、東北の遺跡の年代基準として、鳥海柵遺跡の土器の時代考証がいよいよ本格的に始まりました。歴史の未知を抱える町です。

この柵は頼良の子に、貞任・宗任がいて、その宗任の柵であり、安倍一族の重要な柵で、幼いころの清衡もここ鳥海柵で遊んでいたと思われま。その宗任の娘が藤原2代目基衡（世界遺産・毛越寺建立）の正室（3代目秀衡の母）です。自ら親自在王院の建立を行っており、清衡・基衡・秀衡の平泉文化は安倍一族・鳥海柵と一本の糸で深くつながっているところです。

そして時は江戸時代。伊達氏の重臣大町備前定頼が整備した武家町が「重要伝統的建造物群保存地区」の国選定を受け、歴史散策にうってつけの場所が、役場から歩いて10分のところであり、住民生活に融合した歴史遺産です。

先人が築いた歴史と文化・産業、守ってくれた自然と風土を大事にして、「人と地域が支えあうまち 金ヶ崎」を構築したいと思っております。

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさ心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまどめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は
リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もごございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室
平日料金 9,817 円より **SINGLE ROOM**

金曜日料金
15% OFF 8,344 円より

土・日・祝日料金
20% OFF 7,854 円より



ダブル 12 室
平日料金 13,282 円 **DOUBLE ROOM**
(2名利用) ※1名利用の場合 11,072 円

金曜日料金
15% OFF 11,289 円
※1名利用の場合 9,326 円

土・日・祝日料金
20% OFF 10,626 円
※1名利用の場合 8,778 円



ツイン 17 室
平日料金 18,480 円より **TWIN ROOM**
(2名利用)

金曜日料金
15% OFF 15,708 円より

土・日・祝日料金
20% OFF 14,784 円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
- タクシー東京駅から約 20 分

